

新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等に関する法律案要綱

第一 新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金に係る差押禁止等

一 権利の差押え等の禁止（第一項関係）

新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。

二 金銭の差押えの禁止（第二項関係）

新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

三 定義（第三項関係）

この法律において「新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金」とは、国から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、事業の継続への支援等の観点から中小事業者等に対して支給され、その従業者又は事業主の生計の維持に

資することとなるものとして政令で定めるものをいうこと。

第二 施行期日等

一 施行期日（附則第一項関係）

この法律は、公布の日から施行すること。

二 経過措置（附則第二項関係）

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等持続化給付金についても適用すること。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。